

## いままでの相続に対する常識が大きく変わる

## 相続に関する民法改正のポイント解説

### 2019年5月25日(土) 13:00~15:00

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

横浜  
駅近5分

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)  
JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

この度、40年ぶりに相続に関する民法が改正されることになりました。その改正ポイント(①配偶者の居住権②遺留分に対する取り扱い方③相続財産の取得要件④遺産分割の変更点⑤自筆証書遺言の取り扱い方改正⑥仮払い制度⑦婚姻期間による遺産分割方法の違い⑧介護などによる特別寄与分等)について解説致します。相続に対する紛争予防や手続きの合理化による”高齢化社会への対応”が、今回の課題となります。

**第1部：【相続に関する民法改正のポイント解説】**

滝田 知一

**無料セミナー**

**第2部：【相続税概算自動計算機能付エンディングノートの使い方】**

岩崎 康之

司会：佐藤 博信

予約先着15名

申込締切：2019年5月23日(木)

主催：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です！(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事協は歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)

〈お申込み・お問合せは裏面へ〉



## “セミナー” お申込み方法

### 【相続に関する民法改正のポイント解説】 講師: 滝田 知一

開催日: 2019年5月25日(土)

開催時間: 13:00 ~ 15:00

会場: 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室  
(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

お申込みは以下の4つの方法いずれかで、

**電話の場合** 045-315-0121 (電話受付時間 9時~17時、土日祝日を除く)

**ホームページから** <http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

**FAXの場合** 以下の欄にご記入の上 045-315-0122 まで送信

**Eメールの場合** [info@fp-kanagawa.com](mailto:info@fp-kanagawa.com) 宛てに以下の項目を送信

申込締切  
5月23日(木)

FAX送信用紙 045-315-0122

ふりがな	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> セミナーに参加する
お名前	年齢 歳	
電話	FAX	E-mail
ご住所(〒 - )		
ご相談内容		
<small>ご注意: 上記の個人情報は、当組合開催のセミナー関連のみに使用し、他の目的で使用する、あるいは第三者に対して情報を提供することや開示することはありません。</small>		

お問い合わせは  
神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階  
TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122  
URL: <http://www.fp-kanagawa.com>  
E-Mail: [info@fp-kanagawa.com](mailto:info@fp-kanagawa.com)